

練馬区無電柱化基本方針

空のみえるまち ねりま

～無電柱化ネットワークによる
魅力あふれる安全都市～



補助 132 号線 期



練馬駅南口



平成 28 年 (2016 年) 5 月
練 馬 区

目 次

1	練馬区無電柱化基本方針策定の背景	1 ページ
2	練馬区の現状	1 ページ
3	国や都の最近の動向	2 ページ
4	無電柱化の基本的考え方	3 ページ
	(1) 目的	3 ページ
	(2) 整備方針および具体的取組み	3 ページ
5	事業の推進に向けて	7 ページ
	資料編	9 ページ

1 練馬区無電柱化基本方針策定の背景

新たな成熟社会を迎え、少子高齢化と人口減少社会の到来、高度情報化および区民の価値観の多様化等、我々を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに東日本大震災や阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、豊かで安心できる社会を維持するために都市の防災機能を強化する必要性が改めて認識されています。

こうした状況の中、区は、平成 27 年 3 月に区政の基本方針となる“みどりの風吹くまちビジョン^{*}”を策定し、災害に強い安全なまちづくりを目指して様々な取り組みを進めています。

道路上に立ち並ぶ電柱は、良好な景観を損ねるだけでなく、災害時には倒壊することにより避難や救急活動の妨げになる等、都市における防災機能を低下させる大きな要因となっています。

しかし、これまで国道や都道のように歩道幅員の広い道路において無電柱化^{*}が進められてきましたが、歩道幅員の狭い区道は、ほぼ手つかずの状態となっています。区は、その原因を特定し、それを取り除いたうえで、積極的に無電柱化を推進する必要があります。

練馬区無電柱化方針は、区道において無電柱化を効果的かつ効率的に推進するための方向性を示します。

2 練馬区の現状

(1)これまでの実績

区では平成 12 年度から歩道幅員 2.5m 以上の都市計画道路や生活幹線道路^{*}の整備、駅周辺のまちづくりにあわせて電線共同溝方式^{*}により無電柱化を進めてきました。平成 28 年 4 月 1 日現在の区道における電線共同溝^{*}整備の状況は、区道約 1049km のうち整備完了路線が約 2.0km、整備中の路線が約 2.1km となっています。

(2)無電柱化事業における課題

区道において無電柱化が遅れている原因（課題）は以下のとおりです。

課題 1 整備のための空間確保が困難

歩道幅員 2.5m 未満の道路では、電線共同溝を設置するための地下空間や地上機器^{*}を設置するための地上空間の確保が困難です。

課題 2 財政負担

電線共同溝の整備には、多額の工事費用を要することから道路管理者^{*}や電線管理者^{*}の財政負担が大きくなっています。

課題 3 地域住民の生活に影響

一般の道路工事に比べて工期が長いこと、工事期間中の交通処理等、また地上機器の設置等について、地域住民の生活に大きな影響があります。

3 国や都の最近の動向

(1) 国

平成 22 年に国は「無電柱化に係るガイドライン」を策定しました。ガイドラインでは、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等に資する箇所において、各道路管理者が地域の実情に応じた無電柱化を進めるための方策を示しています。

また、平成 26 年度から 27 年度にかけて、電線共同溝方式より工事期間が短く低コストの新たな整備方式である直接埋設等の導入にあたっての技術的検証を行いました。現在は必要な法制度の整備を準備するとともに、財政・税制上の支援措置についても検討を進めています。

(2) 東京都

平成 19 年に都は、今後 10 年間の都道の無電柱化の考え方についてまとめた「東京都無電柱化方針」を策定しました。さらに平成 26 年に「東京都無電柱化推進計画」を策定し、今後 5 か年の整備目標や実施個所を定めるとともに、都道だけではなく区市町村道も含めて都内全域で無電柱化事業を展開していくための財政と技術の支援方策を示しています。

東京都無電柱化推進計画（第 7 期）の概要

計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度

計画延長：916 k m（都道：717 k m、区市町村道：199 k m）

* 5 か年で事業に着手または完了する路線

4 無電柱化の基本的考え方

(1) 目的

区では以下の3点を目的として無電柱化を推進します。

都市防災機能の強化

- ・電柱の倒壊を防止し、避難や救急活動等のための道路空間を確保します。
- ・電線類の断線を軽減し、ライフラインの安定供給を確保します。

安全で快適な歩行空間の確保

- ・ベビーカーや車いす利用者を含む全ての人が移動しやすい歩行空間を確保します。

良好な都市景観の創出

- ・視線をさえぎる電柱や電線を無くし、都市景観の向上を図ります。

(2) 整備方針および具体的取組み

区では、電柱・電線が無い道路のネットワーク（以下、無電柱化ネットワーク）を形成することで、都市防災機能の強化を図ります。防災上重要な道路である都市計画道路、生活幹線道路等の整備を行う場合は、あわせて無電柱化を推進します。また、すでに整備が完了している場合についても、防災上の重要度等を踏まえて、段階的に無電柱化を推進します。その実現のために今まで無電柱化が困難であった歩道幅員が狭い道路における実現方策について検討を行います。

また、まちづくりにあわせて、区民との協働により無電柱化を推進します。

方針 1 区内道路の軸となる都市計画道路の整備にあわせて
無電柱化を進めます

～ 高い防災力と良好な景観を生み出す都市の骨格形成 ～

具体的取組

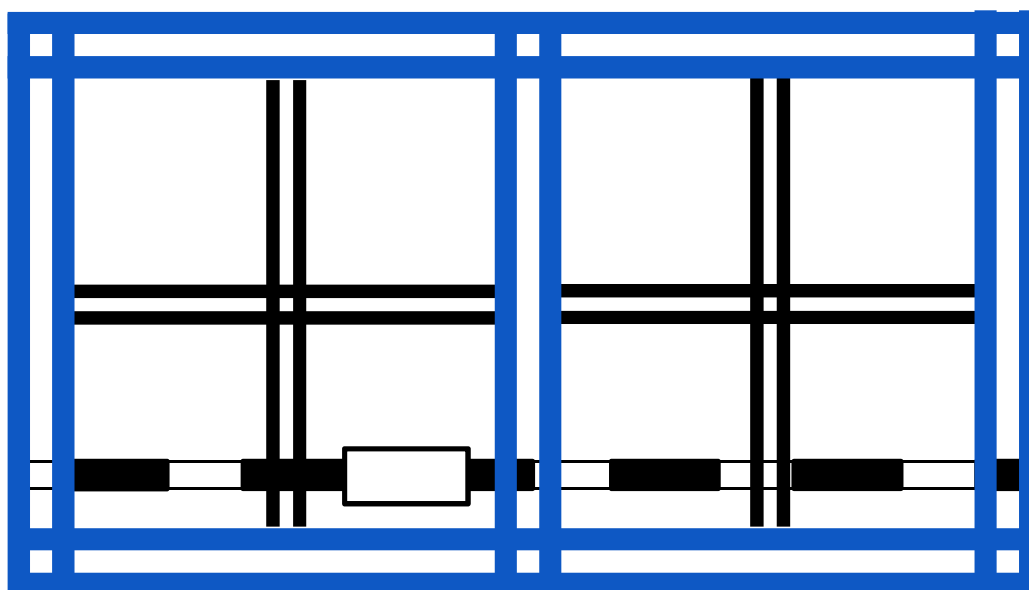
- ・第四次事業化計画^{*})に位置付けた都市計画道路の整備にあわせて無電柱化を進めます。
- ・すでに道路整備が完了している都市計画道路のうち防災上重要な路線についても積極的に整備を進めます。

整備例

(補助 132 号線)



無電柱化ネットワークの核の構築



方針2 地域道路の軸となる生活幹線道路の整備にあわせて 無電柱化を進めます

～防災ネットワークの充実と災害に強い地域の形成～

具体的取組

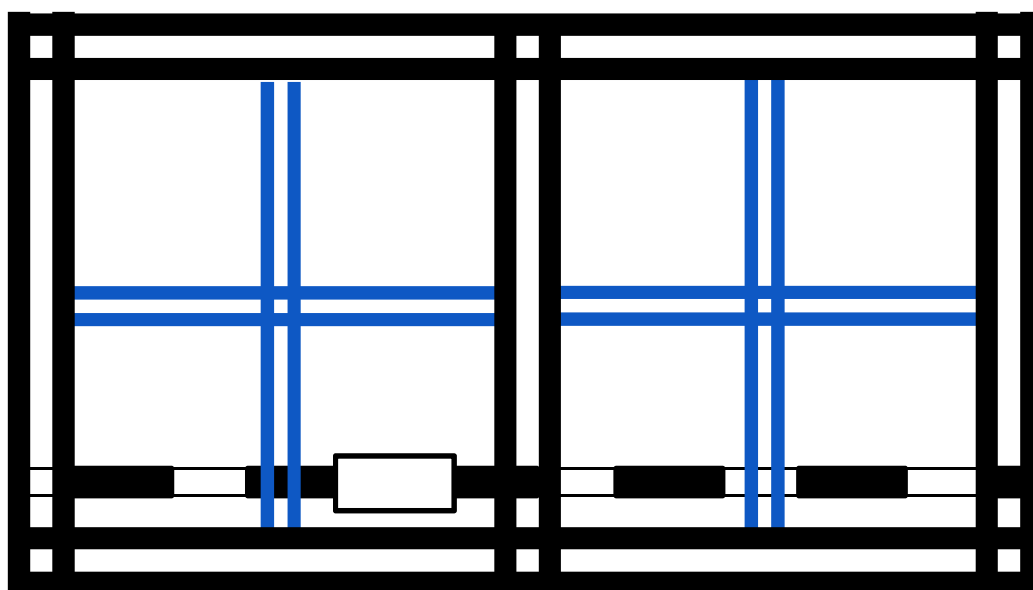
- ・生活幹線道路の整備にあわせて無電柱化を進めます。
- ・防災に寄与する路線で歩道幅員が狭いために今まで無電柱化が困難であった生活幹線道路でも、モデル事業の手法を取り入れて整備を進めます。

整備例

(22-150号線)



無電柱化ネットワークの形成



方針3 まちづくりにあわせて住民との協働により
無電柱化に取り組みます
～ 地域の拠点となる魅力・活力のあふれた街並みの形成 ～

具体的取組

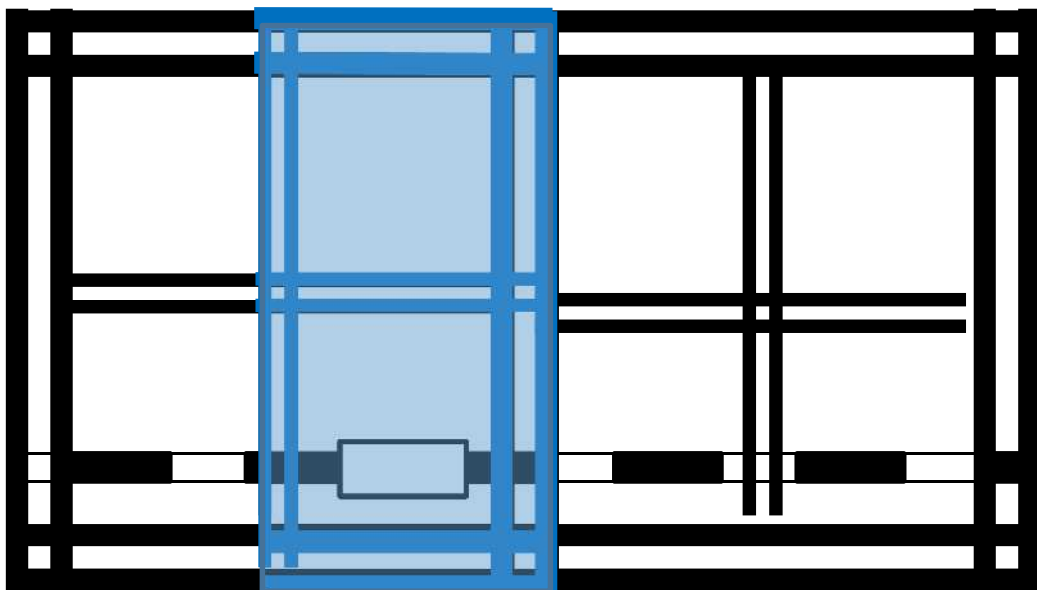
- ・連続立体交差事業^{*}や大江戸線延伸にあわせてまちづくりに取り組んでいる駅(予定)周辺の地区で無電柱化を進めます。
- ・地域住民とともに検討を行い、地区内の重要な路線で無電柱化を進めます。

整備例

(練馬駅南口)



無電柱化ネットワークの充実



5 事業の推進に向けて

(1) 新たな整備手法の確立

整備方法

低コストで工期短縮、限られた道路空間においても無電柱化が可能となる新たな整備方法についての技術的検討を行います。

無電柱化事業における課題を解決するため、電線管理者、東京都、区等をメンバーとする技術検討会を設置します。検討会では、工事費削減や工期短縮等が可能となる以下の整備方法等について検討を行います。

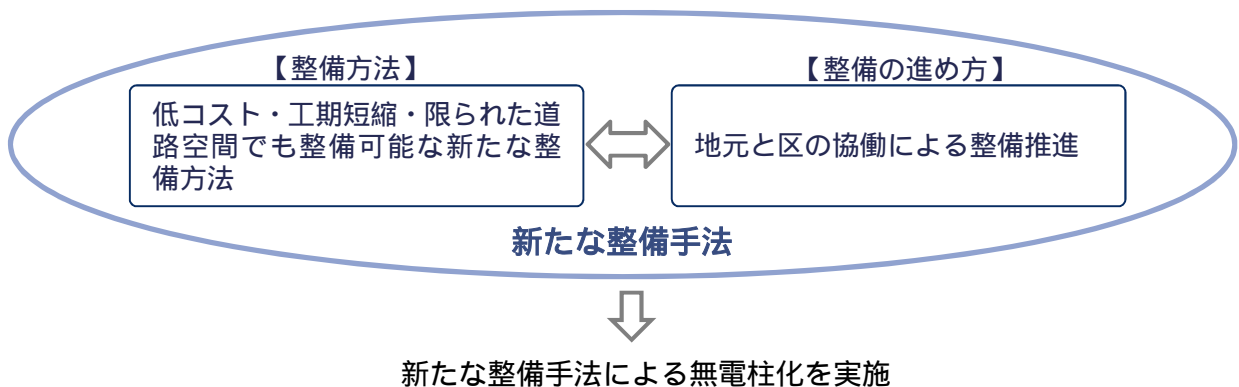
- ・電線類の直接埋設や浅層埋設による整備
- ・既存ストックの活用^{*1})や柱状機器方式^{*2})による整備
- ・幅員の狭い道路でも地中化が可能となる新たな整備方法による整備

整備の進め方

区民と協働して無電柱化に取り組むための推進体制を構築します。

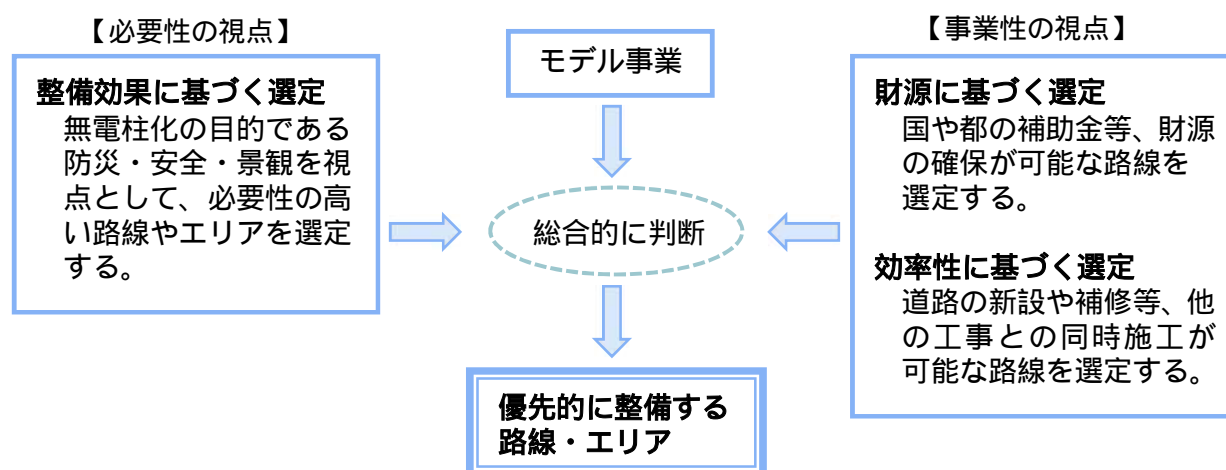
無電柱化事業の円滑な推進を図るために、整備を行う路線やエリアごとに沿道住民、町会、電線管理者、区等をメンバーとする無電柱化推進住民協議会を設置します。協議会では、地上機器の設置場所等地域の課題の解決を図るとともに、整備方法や工事の進め方等についても意見交換を行い、地域の実情に合わせて整備を進めます。

上記 に基づき新たな整備手法を確立し、無電柱化を推進します。



(2) 整備計画の策定

無電柱化を計画的に推進するために整備計画を策定します。計画では目的・整備効果・財源・効率性を考慮し、モデル事業の検証結果を踏まえて優先的に整備する路線・エリアを選定します。また、新技術、法令改正、財源措置等に留意して5か年毎に更新を行います。



(3) 電柱の新設抑制

平成25年度に改正された道路法では、防災上優先度の高い緊急輸送道路において電柱の設置が制限できるようになりました。

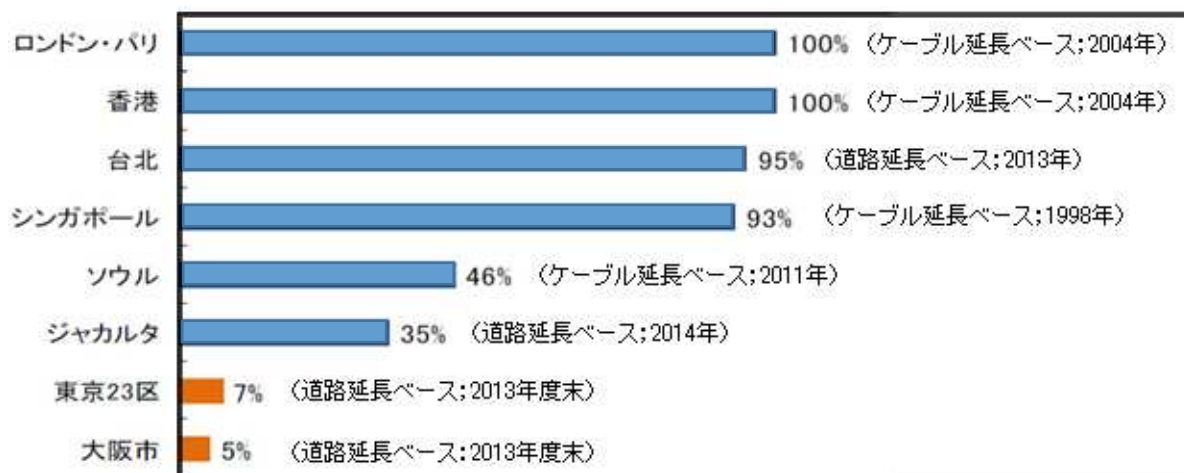
また、現在国が準備を進めている新たな法制度では、さらに無電柱化を推進するために電柱の設置制限が検討されており、今後、法の制定を受けて、対象となる道路や事業についての調査・検討を行います。

新たな法制度で検討されている主な制限内容

- ・ 無電柱化が特に必要であると認められる道路における占用の禁止・制限
- ・ 道路事業および面開発事業等での電柱電線の新設抑制・既存撤去

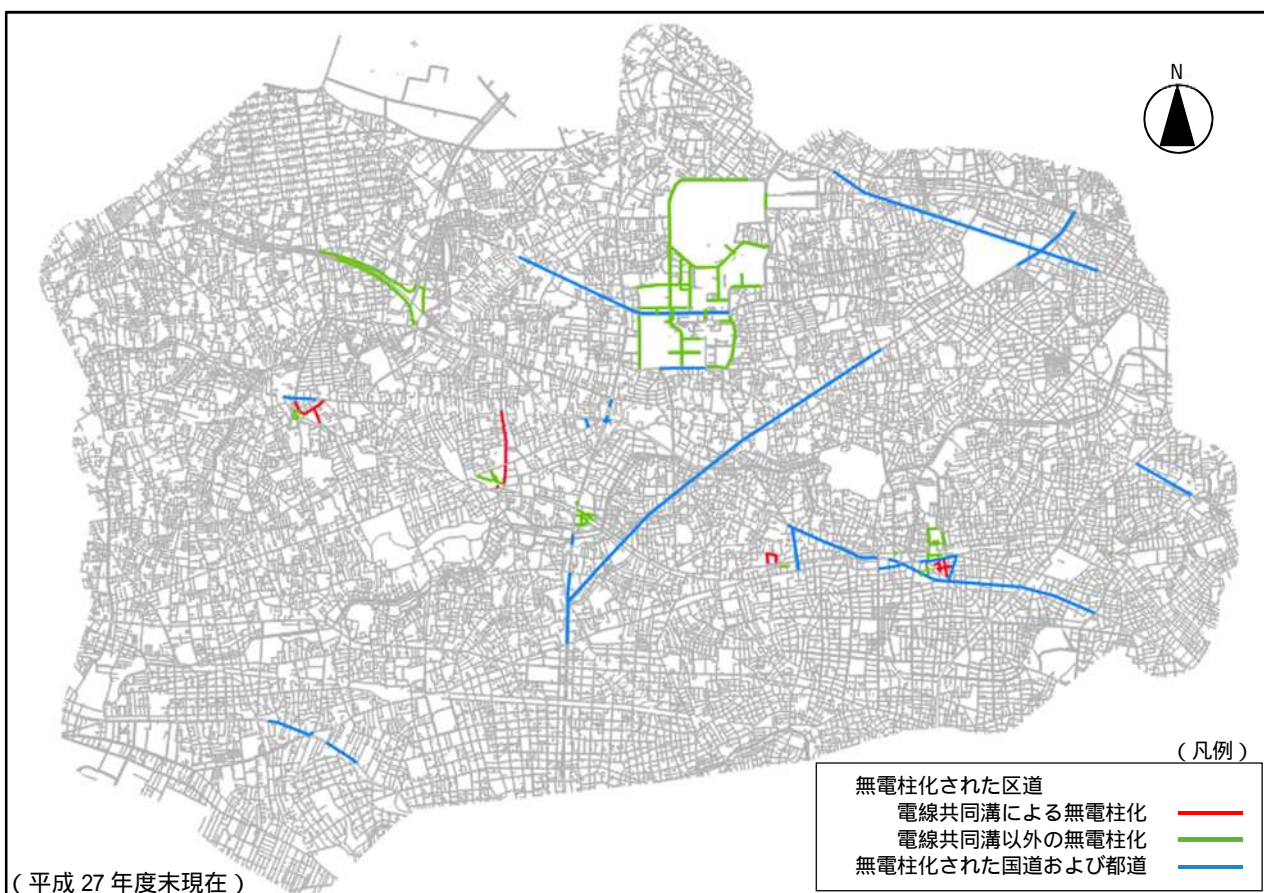
資料編

1 ヨーロッパやアジアの主要都市と日本の無電柱化の状況



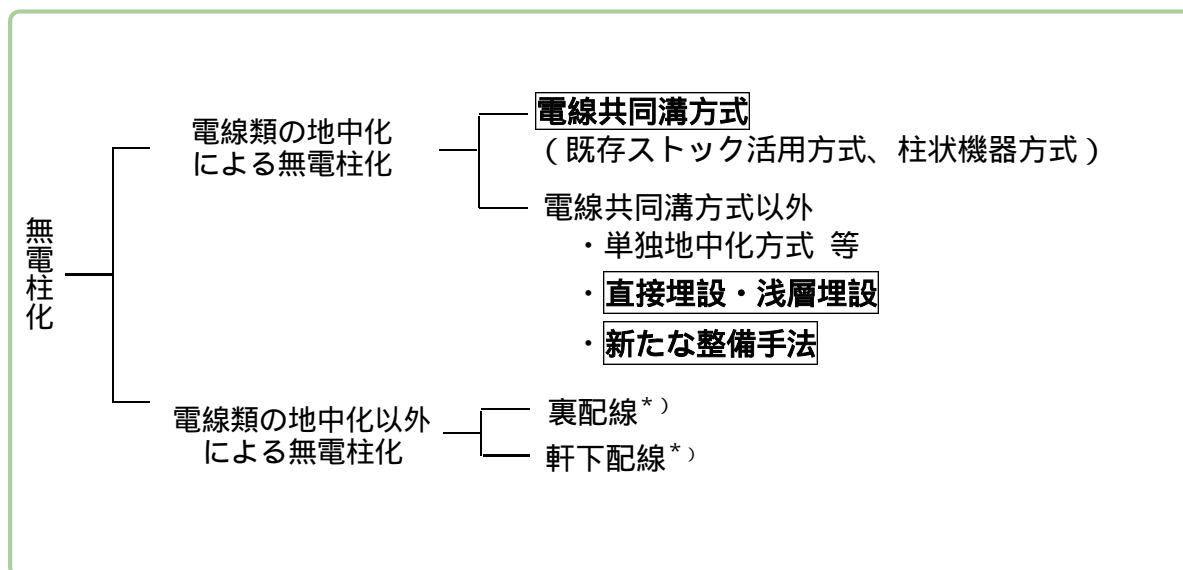
(出典：国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_01.html))

2 練馬区内の無電柱化の現状



この背景の練馬区管内図の著作権は練馬区が有しています。

3 無電柱化の方法



4 整備事例

柱状機器方式整備事例



(永福町)



(戸越銀座)

地上機器の路外設置事例



(練馬)



(金沢)

5 用語の説明

用語		説明
あ 行	裏配線	無電柱化したい路線の裏通り等に電線類を配置し、裏通りから引込みを行うことで対象路線を無電柱化する手法。
か 行	既存ストックの活用	既に道路下に埋設されている電力設備、通信設備（管路・マンホール・ハンドホール）を電線共同溝の一部として活用する。
さ 行	生活幹線道路	練馬区で定めた、都市計画道路を補完し地区の交通の主要な動線となる道路。
た 行	第四次事業化計画	都市計画道路を計画的、効率的に整備するために、今後10年間(平成28年度から平成37年度まで)で優先的に整備すべき路線を位置付けた計画。
	地上機器	地下に埋設された電線類を維持管理していくために必要な施設。
	柱状機器方式	歩道幅員が充分でない等、地上機器が設置できない場合に、その代替として柱上に変圧器等の機器を設置し、電線類を地中化する方式。
	電線管理者	東京電力やNTTなどの電力線や通信線を所有し管理している企業等。
	電線共同溝	道路管理者が道路付属物として地中に設ける管路。
	電線共同溝方式	電線共同溝に電線管理者が地中化する方式で、現在歩道幅員2.5m以上の道路において基本的に採用している。
	道路管理者	道路を管理する主体。区道の道路管理者は練馬区である。
な 行	軒下配線	建物の軒を利用して電線類の配線を行うことにより無電柱化を行う。
ま 行	みどりの風吹くまちビジョン	練馬区の基本計画であり、今後の施策の方向性を示すもの。平成27年3月に策定。
	無電柱化	道路上から電柱を無くすこと。
ら 行	連続立体交差事業	鉄道を高架化もしくは地下化して踏切を無くし、踏切渋滞や事故の解消と鉄道により分断されたまちの一体化を図る事業。

練馬区無電柱化基本方針
平成 28 年 (2016 年) 5 月

練馬区 土木部 計画課
〒176-8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1
電 話 03 (5984) 1467 (夕 方)
電子メール D-KEIKAKU10@city.nerima.tokyo.jp